姫路市個人向け次世代自動車導入助成補助金について

次世代自動車（電気自動車及び燃料電池自動車）を導入しようとする個人に対して、その資金の一部を補助することにより、個人が事業以外の用途に使用する次世代自動車の普及を促進し、温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化対策の推進に寄与します。

１　申請者の要件

姫路市内に住所を有する個人で、以下のいずれにも該当しない者

（１）姫路市暴力団排除条例（平成２４年姫路市条例第４９号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

（２）本市の市税に滞納がある者

（３）補助金の交付を受けようとする年度において、姫路市電気自動車導入助成事業補助金の交付決定を受けた者

２　補助対象となる車種

電気自動車又は燃料電池自動車

具体的には、当該会計年度において経済産業大臣が一般社団法人次世代自動車振興センターを補助事業者等として交付するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付の対象となる銘柄の【電気自動車】又は【燃料電池自動車】です。

一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページに掲載されています。

ＰＨＥＶ（ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ車）、超小型モビリティ、ミニカー、側車付二輪自動車・原動機付自転車は、補助対象外です。

３　補助金額

（１）電気自動車　国補助金の補助金額に４分の１を乗じて得た金額（１万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定める金額を上限とする。

普通自動車	１台につき２０万円
小型自動車・軽自動車	１台につき１０万円

（２）燃料電池自動車　　１台につき５０万円

４　注意事項

以下のすべてを満たすこと。

（１）補助金の交付申請日が補助対象車両の登録前であること。

（２）補助金の交付決定後に補助対象車両の新規登録を行うこと。

５　申請受付期間

本市ホームページに記載のとおり

※予算の限度額に達し次第、受付を終了します。（事前予告なく終了する場合あり）

６　申請時の提出書類

（１）補助金交付申請書

（２）補助対象事業の概要書

車両登録（車検証記載）の使用の本拠は、申請者の住所と一致すること。

（３）本市に住所を有することを証する書類

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

（４）納税証明書

納税証明書は、主税課（市役所２階）、住民窓口センター、支所、出張所、サービスセンター、駅前市役所、地域事務所で交付が受けられます。納税証明書の種類は、「滞納無証明書（たいのうなししょうめいしょ）」としてください。

なお、納税証明書の交付を受けられない方（姫路市税の賦課歴がない方）は、「課税状況調査同意書」を提出ください。

（５）購入しようとする次世代自動車の仕様及び購入価格が分かる書類（見積書等）

名宛が申請者であること。

（６）誓約書（様式第２号）

申請者の自署が必要です。記名の場合は、誓約者の押印が必要です。

（７）相手方（債権者）登録申出書（個人用）

（８）委任状（申請手続を手続代行者へ依頼する場合）

申請者（委任者）の自署が必要です。

（９）手続代行者の身分を証するもの

免許証や社員証など

（10）その他市長が必要と認めるもの

※申請書等は、市役所環境政策室のホームページからダウンロードください。
また、環境政策室の窓口でも配布します。

７　申請後の手続き

姫路市が補助金申請を受付・審査した後、適正であれば補助金交付決定通知書を申請者あてに送付します。

その後の手続きは、次頁の「姫路市個人向け次世代自動車導入助成補助金の実績報告について」をご覧ください。

姫路市個人向け次世代自動車
導入助成補助金の実績報告について

姫路市個人向け次世代自動車導入助成補助金の申請をして、補助金交付決定通知書を受け取った方は、補助金の実績報告の手続きが必要です。

この実績報告を済ませて、補助金交付請求書を提出して補助金が振込されます。

１　実績報告の提出期限

当該会計年度の３月末日

※３月末日が土日の場合、その前の平日が提出期限となります。

２　実績報告時の提出書類

（１）事業完了報告書

（２）補助対象事業の概要書

（３）自動車検査証記録事項の写し

使用の本拠は、申請者の住所であること

（４）購入した補助対象車両の写真

（５）購入した補助対象車両の契約書及び領収書の写し

（６）その他市長が必要と認めるもの

姫路市個人向け次世代自動車
導入助成補助金の請求について

姫路市個人向け次世代自動車導入助成補助金の実績報告をした方は、補助金の請求が必要です。

補助金交付請求書は、実績報告と同時に提出してください。

補助金申請のながれ

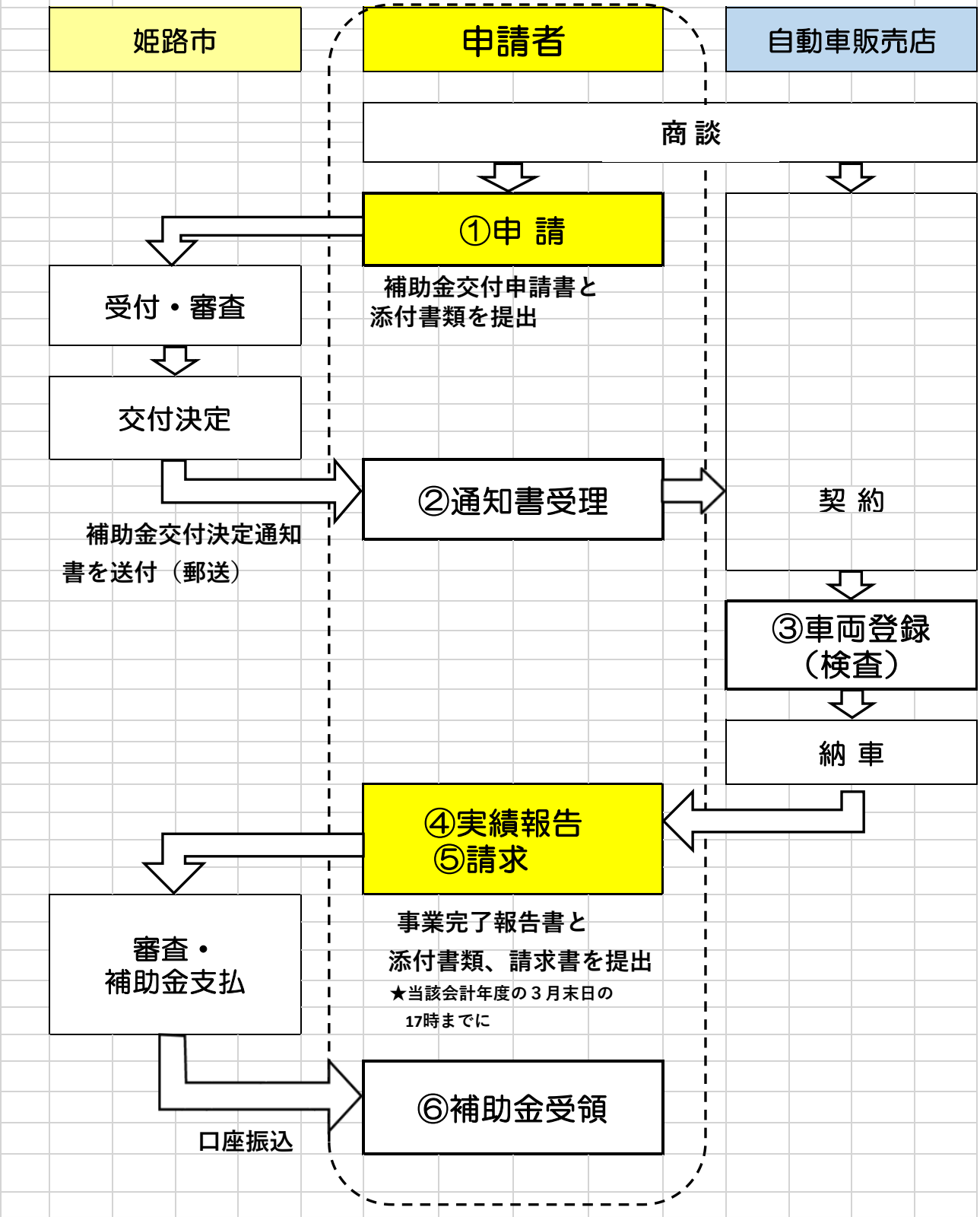
姫路市
申請者
自動車販売店
商 談
①申 請
補助金交付申請書と
添付書類を提出
受付・審査
交付決定
②通知書受理
補助金交付決定通知
書を送付（郵送）
契 約
③車両登録
（検査）
納 車
④実績報告
⑤請求
事業完了報告書と
添付書類、請求書を提出
★当該会計年度の３月末日の
17時までに
審査・
補助金支払
⑥補助金受領
口座振込

円滑な補助金申請手続きのために、「姫路市個人向け次世代自動車導入助成補助金に関するＱ＆Ａ」も参照ください。

○書類の提出先・問い合わせ先

670-8501　姫路市安田４丁目１番地　姫路市　環境政策室（市役所７階）
電話：（079）２２１-２４６８ ＜直通＞　FAX：（079）２２１-２４６９
電子メール：kankyoho@city.himeji.lg.jp